

令和 7 年 第 4 回
教育委員会臨時会
会議録

令和 7 年 1 月 6 日

学校教育部 教育総務課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第4回教育委員会臨時会
開催日時	令和7年11月6日（木） 開会時刻午後2時00分 閉会時刻午後2時13分
開催場所	朝霞市役所 全員協議会室
出席者の職・氏名	別紙のとおり
欠席者の職・氏名	別紙のとおり
議題	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間
	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法	出席者全員による確認
傍聴者の数	0人
その他の必要事項	一部非公開

令和7年第4回

教育委員会臨時会

令和7年11月6日(木)
午後2時00分から
午後2時13分まで
朝霞市役所全員協議会室

- 1 開会宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長の報告
- 4 その他の
- 5 市長からの意見聴取
- 6 閉会宣言

出席者

教育委員会教育長	二見 隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
教育管理課長	横瀬修克
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	藤原真吾
中央公民館長	大瀧一彦
教育指導課長補佐	蛇原康平

事務局

教育総務課主幹兼課長補佐	河本幸雄
教育総務課教育総務係長	佐藤卓
教育総務課主任	馬見塚由子

欠席者

生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長
教 育 指 導 課 長
図 書 館 長

堀 川 政 昭
手 島 牧 子
増 田 潔

(会議議題)

◎ 教育長報告事項

①専決処理について（朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて）

◎ 市長からの意見聴取

議案第65号 第6次朝霞市総合計画基本構想について

議案第66号 令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算（第3号）〈教育委員会関係分〉について

議案第67号 朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第68号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(資料一覧)

令和7年第4回教育委員会臨時会日程

朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて

第6次朝霞市総合計画基本構想について

令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算（第3号）〈教育委員会関係分〉について

朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから令和7年第4回朝霞市教育委員会臨時会を開きます。

◎ 2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。本日開催の会議における会議録の署名につきましては、高橋委員にお願いしたいと存じます。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が1件、市長からの意見聴取が4件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当するものはございませんでした。

ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

議案第65号から第68号の「市長からの意見聴取」につきましては、市議会提出前の検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。

非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針第8条第1項により、会議を非公開とすることができます。

従いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、議事を非公開とすることを御提案します。

また、議案第65号から第68号につきましては、市長から市議会に議案が提出され、公開であります。議案第65号から第68号につきましては、市長から市議会に議案が提出され、公開であります。議案第65号から第68号につきましては、市長から市議会に議案が提出され、公開であります。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより、採決いたします。

議案第65号から第68号につきまして、議事を非公開とすること、また、資料及び会議録を所定の時期に公開することに賛成の者の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手総員です。

よって、議案第65号から第68号につきましては、議事の最後に非公開で行うこととし、また、資料及び会議録を所定の時期に公開することに決します。

◎ 3 教育長の報告

○二見教育長

それでは、教育長の報告に入ります。

教育長報告事項1点目につきまして、説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

専決処理の状況につきまして御報告申し上げます。

令和7年第9回教育委員会定例会で議決された朝霞市教育委員会表彰の被表彰者を決定することについて、被表彰決定者数に誤りがあり、緊急に修正する必要があるため、専決処理いたしましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○二見教育長

ただいまの報告について、御質問等はございませんか。

質問がありませんので、これで教育長の報告を終わります。

○4 その他

○二見教育長

次に、その他として事務局又は委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、その他を終了します。

この際、暫時休憩といたします。これから会議を非公開といたします。

暫時休憩

○5 市長からの意見聴取 議案第65 第6次朝霞市総合計画基本構想について

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

はじめに、「議案第65号 第6次朝霞市総合計画基本構想について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第65号「第6次朝霞市総合計画基本構想について」提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

本市は、平成28年に令和7年度を目標年度とする第5次朝霞市総合計画を策定し、各種の施策を推進してきたところでございますが、令和7年度をもって計画期間が終了することから、朝霞市総合計画条例第4条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

本構想を策定するに当たりましては、市民意識調査や分野別市民懇談会により、市民の参加に努めたほか、朝霞市総合計画審議会を令和5年8月に設置し、15回の慎重な御審議をいただき、本年10月8日に答申をいただきました。

本構想は、将来像に「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げ、「将来像実現のための基本方向」と「共通理念」で構成しております。

今後、市議会をはじめ市民の皆様の御理解、御協力を得て、本構想の実現に向けて、全力で努力してまいります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いします。

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

これより、採決いたします。「議案第65号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第65号」については、同意することといたします。

◎5 市長からの意見聴取 議案第66号 令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算（第3号）〈教育委員会関係分〉について

○二見教育長

次に、議案第66号「令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算（第3号）〈教育委員会関係分〉について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第66号「令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算（第3号）〈教育委員会関係分〉について」の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

今回の補正予算について、まず歳入でございますが、国庫支出金は、小学校費補助金125万7,000円を計上しております。また、寄附金は、新たに教育費寄附金を計上することにより、80万円増額しております。

続いて、歳出につきまして、主な事業を申し上げます。

職員人件費につきましては、職員等の給与改定及び人事異動等に伴う補正額を計上しております。

また、新たに東朝霞公民館施設改修工事を計上するほか、小学校の通級指導教室整備に係る校

用器具購入費や校舎改修工事を増額することなどにより、7,737万3,000円増額しております。よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第66号についての質疑をお願いします。

よろしいですか。質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、採決いたします。「議案第66号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第66号」については、同意することといたします。

◎5 市長からの意見聴取 議案第67号 朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○二見教育長

次に、「議案第67号 朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第67号「朝霞市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、令和7年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で3.302パーセント、金額で10,791円引き上げるとともに、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025か月分引き上げ、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の6月期と12月期の支給月数を改め、通勤手当については、自転車使用者のうち、10キロメートル以上の距離区分について、200円引き上げるとともに、自動車等使用者のうち、15キロメートル以上の距離区分について、400円から7,100円の幅で引き上げ、職員の職名について、「専門員」を「副主幹」に改めるものでございます。

なお、これらの改正のうち、給料、通勤手当及び令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数につきましては公布の日から、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の期別の支給月数、並びに職名の変更につきましては、令和8年4月1日から施行したいと考えております

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第67号についての質疑をお願いします。質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、採決いたします。「議案第67号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第67号」については、同意することといたします。

◎5 市長からの意見聴取 議案第68号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○二見教育長

次に、「議案第68号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

学校教育部長。

○説明員・福士学校教育部長

議案第68号「市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、朝霞市職員の給与に関する条例において通勤手当及び期末・勤勉手当の引上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与において、通勤手当を新設するとともに、期末手当について、令和7年12月期の支給月数を0.05か月分引上げ、令和8年度以降につきましては、6月期と12月期の支給月数を改めるものでございます。

なお、これらの改正のうち、令和7年12月期の期末手当の支給月数につきましては公布の日から、通勤手当の新設及び令和8年度以降の期末手当の期別の支給月数につきましては令和8年4月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、議案第68号についての質疑をお願いします。質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより、採決いたします。「議案第68号」に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第68号」については、同意することといたします。

◎6 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和7年第4回朝霞市教育委員会臨時会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。